

○三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合職員の職務に専念する義務の特例に関する規則

平成7年3月30日

規則第6号

改正 平成10年3月規則第1号

令和3年11月 同 第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和45年条例第6号。以下「条例」という。）第2条第3号の規定に基づき、職員の職務に専念する義務の特例を定めるものとする。

(特例)

第2条 条例第2条第3号の管理者が定める場合は、次の各号に定める場合とし、その時間は、当該各号に掲げる時間とする。

- (1) 妊娠中の女性職員がその者の業務により母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合 適宜休息し、又は補食するために必要と認められる時間
- (2) 本組合の運営上、その地位を兼ねることが必要と認められる団体等の地位を兼ね、その地位に属する事務を行う場合 管理者が必要と認める時間
- (3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第46条の規定により勤務条件に関する措置の要求をし、若しくは同法第49条の2第1項の規定により不利益処分について不服申立てをする場合又はこれらの審理に当事者として出頭する場合 管理者が必要と認める時間
- (4) 公務災害補償の決定について審査請求する場合又は審査請求人が審査に出頭する場合 管理者が必要と認める時間
- (5) 地方公務員法第55条第8項の規定に基づき、適法な交渉を行う場合 管理者が必要と認める時間
- (6) 療養後出勤し、又は休職後復職する場合で健康管理上その勤務を制限される場合 管理者が必要と認める時間
- (7) 前各号に掲げるほか、あらかじめ管理者の承認を得た場合 管理者が必要と認める時間

(その他)

第3条 この規則に定めるもののほか、職員の職務に専念する義務の免除に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成10年3月規則第1号）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（令和3年11月規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。